

令和5年3月24日

令和5年度行政手続デジタル化支援等DX推進業務委託に関する
情報提供依頼(RFI)

1. 情報提供依頼内容について

資料1「令和5年度行政手続デジタル化支援等DX推進業務委託 業務仕様書(案)」を、実現するための提案や費用について、資料をご提供ください。

なお、資料1「令和5年度行政手続デジタル化支援等DX推進業務委託 業務仕様書(案)」の「6(1)行政手続デジタル化支援業務」「6(2)ユーザー体験を最大化する行政手続のデジタル化モデル実証業務」「6(3)窓口業務のDX推進業務」の3業務を進めるに当たって、より効果的な提案があれば、一業務のみの部分提案からでも可能ですので、積極的にご提案ください。

2. 情報提供資料の提出方法について

(1) 提出様式・部数

次の様式を各1部、下記提出先へメール添付にて提出してください。(最大25MB)

- ①別紙1:情報提供資料
- ②別紙3:見積書
- ③別紙4:提案内容に関する確認票
- ④提案資料
- ⑤実施体制案

(2) あて先

三重県知事あて

(3) 受付期限

令和5年4月14日(金)17時までとします。

※期限延長を希望される場合はその旨ご連絡ください。

(4) 提出先・問合せ先

三重県 デジタル社会推進局 デジタル改革推進課

デジタル県庁推進班 担当者:佐伯

電話番号:059-224-2796

市町連携班 担当者:村田

電話番号:059-224-2200

住所:〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電子メール:it@pref.mie.lg.jp

3. 注意事項

- (1) 本資料による情報提供依頼は、事業に関する内容や予算規模を検討するための手段であって、契約を前提としたものではありませんのであらかじめご了承ください。
- (2) 資料の提供にあたって、既存の提案資料、パンフレット等をご活用いただいても構いません。
- (3) ご提供いただいた情報については、当組織内で使用するものであり、御社に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)で定義する公文書になりますので、開示請求があった場合は、御社へ確認(第三者照会)したうえで、請求者に対して公開を行います。
- (4) 情報提供いただいた情報・資料については、返却いたしません。
- (5) 本情報提供依頼に関する質問については、質問票(別紙2)により、上記3(3)の期限までにメールによりお送りください。期日までにお寄せいただいた質問に対する回答については、三重県のWebサイトに掲載します。
- (6) ご提供いただいた情報に関して、後日問い合わせさせていただく場合があります。
- (7) 本情報提供依頼に係る資料の作成、提出等に要する費用は各提案者のご負担でお願いします。

4. 添付資料

- ・資料1 業務委託仕様書(案)
- ・別紙1 情報提供資料
- ・別紙2 質問票
- ・別紙3 見積書
- ・別紙4 提案内容に関する確認票